

重要開発調整池に関する事務処理マニュアル

平成 29 年 7 月

京都府建設交通部河川課

目 次

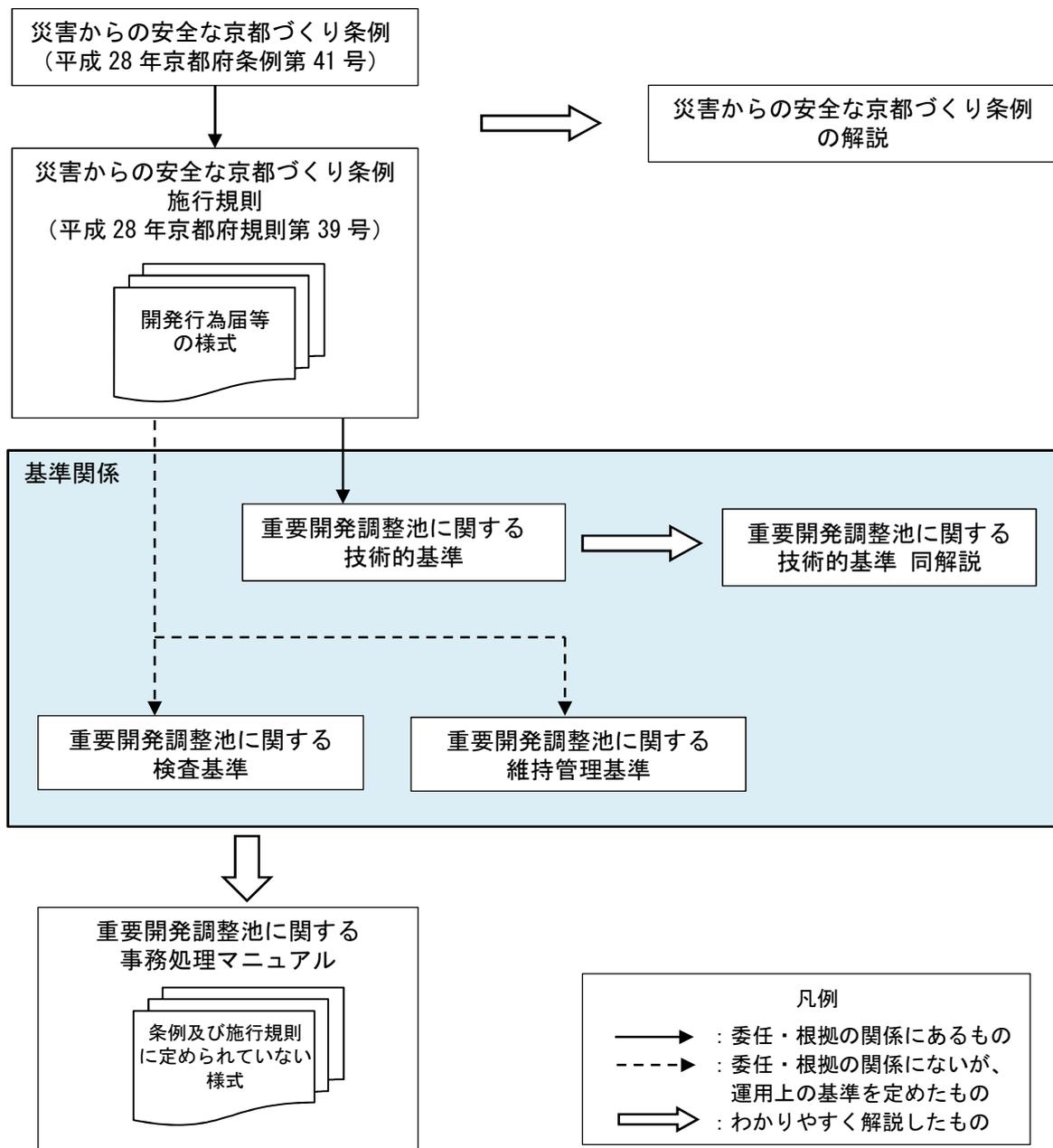
1	本マニュアルの内容	1
2	条例、規則、技術的基準等の関係について	1
3	手続きの流れ	2
4	各手続きの具体的な内容	3
	(1) 事前協議	3
	(2) 開発行為届の提出	3
	(3) 開発行為届の審査	3
	(4) 重要開発調整池の設置	3
	(5) 重要開発調整池設置完了届の提出	3
	(6) 重要開発調整池の検査	4
	(7) 告示	4
	(8) 重要開発調整池の適正な管理	4
	(9) 開発行為届の変更	4
5	立入検査について	5
6	罰則について	5
7	条例、規則の抜粋	6
8	問合せ先、届出等の窓口	7
9	様式一覧	8

1 本マニュアルの内容

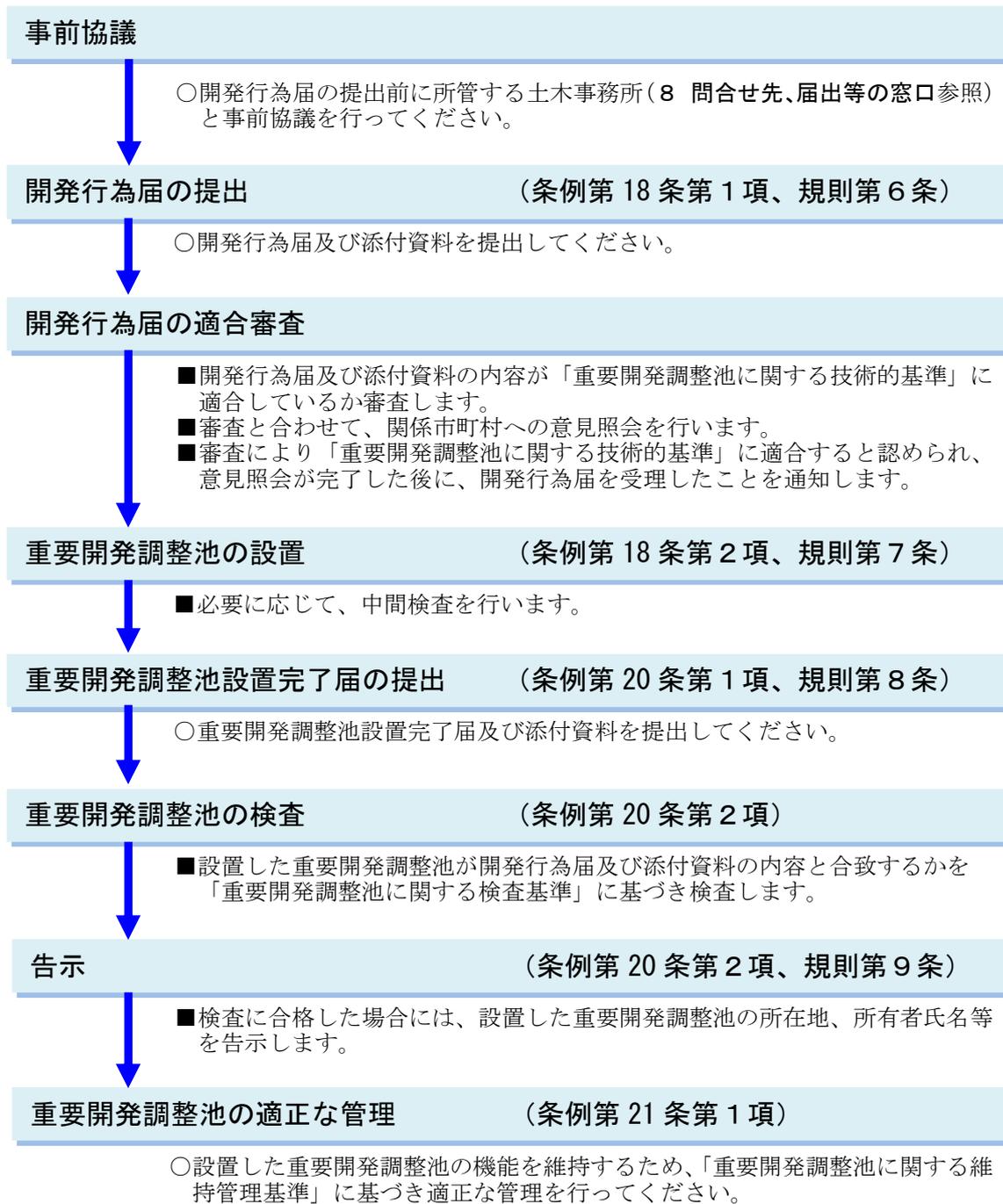
本マニュアルは、災害からの安全な京都づくり条例(平成 28 年京都府条例第 41 号。以下「条例」という。)及び施行規則(平成 28 年京都府規則第 39 号。以下「規則」という。)に規定する開発行為届の提出等の手続きをまとめたものです。

2 条例、規則、技術的基準等の関係について

条例及び規則に規定する開発行為届の提出等について、関連する基準、解説書等は次のとおりです。



3 手続きの流れ



凡例

- ：開発者等が行うこと
- ：京都府が行うこと

4 各手続きの具体的な内容

(1) 事前協議

事前協議の実施に当たっては、可能な限り開発行為届に添付する資料を揃えてください。

事前協議終了後には、事前協議メモを作成し、所管する土木事務所へ提出してください。

(2) 開発行為届の提出

事前協議により開発行為届の内容、資料等が整った後、開発行為届及び添付資料各1部（開発面積5ha以上の開発行為は各2部）を所管する土木事務所へ提出してください。

(3) 開発行為届の審査

所管する土木事務所において、開発行為届及び添付資料の内容について、「重要開発調整池に関する技術的基準」に適合するかを審査します。ただし、開発面積5ha以上の開発行為については、所管する土木事務所及び府庁河川課が審査します。

また、審査と合わせて、所管する土木事務所から関係する市町村へ開発行為に関しての意見照会を行います。

審査により「重要開発調整池に関する技術的基準」への適合が認められ、意見照会が完了した後に、開発行為届を受理したことを通知します。

なお、審査の段階で、書類の不備や内容の修正があれば、その旨連絡します。

(4) 重要開発調整池の設置

所管する土木事務所から開発行為届受理の通知を受けた後、開発行為に着手してください。また、原則として開発行為の着手後速やかに重要開発調整池を設置してください。

工事中、必要に応じて、立入検査を実施することがあります。

(5) 重要開発調整池設置完了届の提出

重要開発調整池の設置が完了しましたら、重要開発調整池設置完了届及び添付資料各1部（開発面積5ha以上の開発行為は各2部）を所管する土木事務所へ提出してください。

(6) 重要開発調整池の検査

重要開発調整池設置完了届及び添付資料の提出と合わせて、完了検査を受検してください。ただし、完了検査の際に確認できない項目がある場合には、中間検査を実施しますので、所管する土木事務所へ連絡してください。

所管する土木事務所において、開発行為届及び添付資料の内容と合致しているかを検査します。ただし、開発面積5ha以上の開発行為については、府庁河川課が検査します。

完了検査及び中間検査の日程は、原則として受検希望日の1ヶ月前までに、所管する土木事務所と調整してください。

完了検査及び中間検査の基準は、「重要開発調整池に関する検査基準」に定めています。

(7) 告示

検査終了後、検査結果を通知するとともに、重要開発調整池の所在地、重要開発調整池所有者等の氏名及び住所を京都府公報に告示します。

(8) 重要開発調整池の適正な管理

設置した重要開発調整池の機能を維持するため、「重要開発調整池に関する維持管理基準」に基づき、適正な管理を行ってください。

必要に応じて、立入検査を実施することがあります(5 立入検査について参照)。

重要開発調整池の機能が失われたときは、条例第21条第2項並びに規則第10条第1項及び第2項に基づき、重要開発調整池機能喪失届を所管する土木事務所へ提出してください。また、速やかに機能を回復する措置を講じてください。

重要開発調整池所有者等を変更したときは、条例第21条第3項並びに規則第10条第3項及び第4項に基づき、重要開発調整池所有者等変更届を提出してください。

(9) 開発行為届の変更

開発行為届提出後、開発行為の内容に変更が生じた場合には、所管する土木事務所と協議し、変更の届出を行ってください。

変更の届出提出後、再度審査を行った上で、開発行為届受理の通知をします。

開発行為届及び添付書類は、当初提出からの変更がわかるよう作成してください。

5 立入検査について

必要に応じて、立入検査を実施します。

立入検査を行う対象及び内容については、「災害からの安全な京都づくり条例の解説(京都府府民生活部防災消防企画課)」に記載しています。

6 罰則について

<1年以下の懲役又は50万円以下の罰金(条例第56条)>

- 知事が設置命令を行ったにもかかわらず、届出を行った開発者が、調整池を設置しない場合
- 設置する調整池が技術的基準に適合せず、知事が是正命令をしたにもかかわらず是正措置を行わない場合
- 設置した重要開発調整池について、所有者等が適正な維持管理を怠り、知事が必要な措置を講じるよう命令したにもかかわらず、必要な措置を講じない場合

<30万円以下の罰金(条例第57条)>

- 開発行為の届出をしない場合や虚偽の届出をした場合
- 立入検査を拒否、妨害、忌避した場合、又は質問に対して陳述をしない場合や虚偽の陳述をした場合

7 条例、規則の抜粋

災害からの安全な京都づくり条例（京都府条例第41号）抜粋

(開発行為に伴う調整池の設置)

第17条 土地の形質を変更する行為（以下「開発行為」という。）をしようとする者は、規則で定める基準に照らし、当該開発行為をしようとする土地の現に有する浸水による被害の防止の機能を考慮して、当該開発行為により当該機能に依存する地域において浸水による被害を発生させる可能性が高まると認められる場合には、雨水を一時的に貯留し、雨水の流出を抑制する調整池であって、当該可能性を低減するために必要かつ相当な機能を有するものを設置するよう努めなければならない。

(重要開発調整池の設置)

第18条 知事管理河川の流域内における規模が1ヘクタール以上の開発行為（規則で定める開発行為を除く。）であって、前条に規定する基準に照らし、当該開発行為をしようとする土地の現に有する浸水による被害の防止の機能を考慮して、当該開発行為により当該機能に依存する地域において浸水による被害を発生させる可能性が高まると認められる開発行為をしようとする者は、あらかじめ、規則で定めるところにより、次に掲げる事項を知事に届け出なければならない。

- (1) 氏名及び住所（法人にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）
- (2) 開発行為を行う土地の所在地
- (3) 開発行為の目的
- (4) 開発行為を行う土地の利用の現況及び開発行為を行った後の土地の利用の状況
- (5) 前条に規定する基準に照らして想定される雨水が流出する量の変化
- (6) 調整池の設置に関する計画
- (7) 前各号に掲げるもののほか、規則で定める事項

2 前項の開発行為をする者（以下「開発者」という。）は、規則で定める技術的基準に適合する調整池（以下「重要開発調整池」という。）を設置しなければならない。

(開発者への監督処分)

第19条 知事は、前条第1項の規定による届出をしない開発者に対し、当該開発行為の中止を命じることができる。

2 知事は、前条第2項の規定に違反して調整池を設置しない開発者に対し、期限を定めて、重要開発調整池の設置を命じることができる。

3 知事は、開発者が設置する調整池が、前条第2項に規定する技術的基準に適合しないと認めるときは、当該開発者に対し、期限を定めて、当該調整池を当該技術的基準に適合させるために必要な措置を講じることが命じることができる。

(重要開発調整池の設置の完了の届出等)

第20条 開発者は、第18条第2項の規定による調整池の設置が完了したときは、規則で定めるところにより、その旨を知事に届け出なければならない。

2 知事は、前項の届出に係る調整池について検査を行い、第18条第2項の技術的基準に適合すると認めるときは、規則で定めるところにより、その旨を告示するものとする。

(重要開発調整池所有者等の義務)

第21条 重要開発調整池の所有者（所有者以外に当該重要開発調整池の管理について権原を有する者があるときは、当該権原を有する者。以下「重要開発調整池所有者等」という。）は、当該重要開発調整池の機能を維持するため、適正な管理を行わなければならない。

2 重要開発調整池所有者等は、当該重要開発調整池の機能が失われたときは、遅滞なく、規則で定めるところにより、その旨を知事に届け出なければならない。

3 重要開発調整池所有者等を変更したときは、新たに重要開発調整池所有者等となった者は、遅滞なく、規則で定めるところにより、その旨を知事に届け出なければならない。

(重要開発調整池所有者等に対する措置命令)

第22条 知事は、重要開発調整池所有者等が前条第1項の規定に違反して適正な管理を怠ったときは、当該重要開発調整池所有者等に対し、期限を定めて、当該重要開発調整池に堆積した土砂等の撤去その他当該重要開発調整池の機能を維持するために必要な措置を講じることが命じることができる。

(重要開発調整池所有者等の義務の特例)

第23条 重要開発調整池所有者等は、知事が浸水による被害を発生させるおそれが減少し、又は公益上の理由があると認める場合に限り、第21条第1項の規定にかかわらず、同項に規定する管理を行うことを要しない。

2 知事は、前項の規定により、被害を発生させるおそれが減少し、又は公益上の理由があると認めた場合は、規則で定めるところにより、その旨を告示するものとする。

(重要開発調整池以外の調整池の管理)

第24条 重要開発調整池以外の調整池の所有者（所有者以外に当該調整池の管理について権原を有する者があるときは、当該権原を有する者）は、当該調整池が有する雨水の流出を抑制する機能を維持するため、適切に維持管理するよう努めなければならない。

(立入検査)

第53条 知事は、第19条から第23条までの規定の施行に必要な限度において、その職員に開発行為の対象である土地、重要開発調整池その他の場所に立ち入り、開発行為をしようとする者、重要開発調整池所有者等その他の者の帳簿、書類その他の物件を検査させ、又は関係者に質問をさせることができる。

2 前項の規定による立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

3 第1項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(罰則)

第56条 第19条又は第22条の規定による知事の命令に違反した者は、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。

第57条 次の各号のいずれかに該当する者は、30万円以下の罰金に処する。

- (1) 第18条第1項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者
- (2) 第53条第1項の規定による立入検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対して陳述をせず、若しくは虚偽の陳述をした者

(両罰規定)

第58条 法人（法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものを含む。以下この条において同じ。）の代表者若しくは管理人又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前2条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、各本条の罰金刑を科する。

附則

1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- (1) 略
- (2) 第18条から第23条まで、第53条及び第7章の規定平成29年7月1日

2 前項第2号に規定する日前において、開発行為を行うにつき法令上の許可又は認可を必要とする者が当該許可又は認可を求める申請を行った場合における当該申請に係る開発行為については、第18条から第20条までの規定は、適用しない。

災害からの安全な京都づくり条例施行規則（京都府規則第39号）抜粋

(開発行為に伴う調整池の設置基準)

第5条 条例第17条の規則で定める基準は、土地の形質を変更する行為（以下「開発行為」という。）をしようとする者の行う開発行為が、その開発行為をしようとする土地の雨水流出量（土地に浸透又は滞留をせずに流出する雨水の量をいう。以下同じ。）の増加をもたらすこととする。

(開発行為に関する届出)

第6条 条例第18条第1項の規則で定める開発行為は、次に掲げるものとする。

- (1) 河川、下水道その他の水路（雨水を流下させるものに限る。）を整備し、又は維持することを目的として行う開発行為
- (2) 農地又は森林を保全することを目的として行う開発行為
- (3) 砂防法（明治30年法律第29号）第1条に規定する砂防工事、地すべり等防止法（昭和33年法律第30号）第2条第4項に規定する地すべり防止工事又は急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第2条第3項に規定する急傾斜地崩壊防止工事として行う開発行為
- (4) 道路法（昭和27年法律第180号）第2条第1項に規定する道路（同条第2項第6号に規定する自動車駐車場及びこれと一体として整備される同項各号に規定する道路の附属物（同項第6号に規定する自動車駐車場を除く。）並びに同法第48条の4に規定する自動車専用道路と道路とを連結する施設を除く。）、土地改良法（昭和24年法律第195号）第2条第2項第1号に規定する土地改良施設である農業用道路、港湾法（昭和25年法律第218号）第2条第5項に規定する港湾施設（同条第6項の規定により港湾施設とみなされた施設を含む。）である道路又は漁港漁場整備法（昭和25年法律第137号）第3条に規定する漁港施設（同法第40条第1項又は第2項の規定により漁港施設とみなされた施設を含む。）である道路を整備することを目的として行う開発行為
- (5) 非常災害のために必要な応急措置として行う開発行為（当該応急措置が終了した後に当該開発行為前の土地利用の状況に戻されることが確実な場合に限る。）
- (6) 仮設の建築物の建築その他の土地を一時的な利用に供することを目的として行う開発行為（当該利用に供された後1年以内に当該開発行為前の土地利用に戻されることが確実な場合に限る。）
- (7) 前各号に掲げるもののほか、知事が別に定める開発行為

2 知事は、前項第7号の開発行為を定めたときは、その旨及びその内容を告示するものとする。これを変更したときも、同様とする。

3 条例第18条第1項の規定による届出は、開発行為届（別記第1号様式）により行わなければならない。

4 開発行為届には、図面その他の開発行為の内容を示す書類を添付しなければならない。

5 条例第18条第1項第7号の規則で定める事項は、開発行為の規模とする。

(重要開発調整池に関する技術的基準)

第7条 条例第18条第2項の規則で定める技術的基準は、開発行為をしようとする土地の現に有する浸水による被害の防止の機能に依存する地域において、浸水による被害が発生する可能性を低減するように知事が定める基準とする。

2 知事は、前項の技術的基準を定めたときは、その旨を告示するものとする。これを変更したときも、同様とする。

(重要開発調整池の設置の完了の届出)

第8条 条例第20条第1項の規定による届出は、重要開発調整池設置完了届（別記第2号様式）により行わなければならない。

2 重要開発調整池設置完了届には、重要開発調整池所有者等であることを証する書類及び重要開発調整池の状況を示す写真その他の資料を添付しなければならない。

(重要開発調整池に係る検査の結果の告示)

第9条 条例第20条第2項の規定による告示は、次に掲げる事項を京都府公報（以下「公報」という。）に記載して行うものとする。

- (1) 重要開発調整池の所在地
- (2) 重要開発調整池所有者等の氏名及び住所（法人にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）

(重要開発調整池所有者等の届出)

第10条 条例第21条第2項の規定による届出は、重要開発調整池機能喪失届（別記第3号様式）により行わなければならない。

2 重要開発調整池機能喪失届には、写真その他の重要開発調整池の機能が失われたことを示す資料を添付しなければならない。

3 条例第21条第3項の規定による届出は、重要開発調整池所有者等変更届（別記第4号様式）により行わなければならない。

4 重要開発調整池所有者等変更届には、土地の登記事項証明書その他の重要開発調整池所有者等を変更したことを証する書類を添付しなければならない。

(重要開発調整池所有者等の義務の特例の告示)

第11条 条例第23条第2項の規定による告示は、次に掲げる事項を公報に記載して行うものとする。

- (1) 重要開発調整池の所在地
- (2) 重要開発調整池所有者等の氏名及び住所（法人にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）
- (3) 被害を発生させるおそれが減少し、又は公益上の理由があると認めた理由（身分証明書）

第19条 条例第53条第2項に規定する身分を示す証明書は、身分証明書（別記第9号様式）によるものとする。

附則

この規則は、公布の日から施行する。ただし、第6条から第11条まで及び第19条の規定は、平成29年7月1日から施行する。

8 問合せ先、届出等の窓口

○基準等に関する問合せ先

京都府庁 建設交通部 河川課 総合治水担当
 住所 京都市上京区下立売通新町西入藪ノ内町
 TEL 075-414-5288

○個別の開発行為に関する問合せ先、届出等の窓口

土木事務所名	住所、電話番号（代表）	所管区域
<small>きょうと</small> 京都土木事務所 施設保全室	京都市左京区賀茂今井町 10-4 TEL 075-701-0101	京都市の一部※
<small>おとくに</small> 乙訓土木事務所 施設保全室	向日市上植野町馬立 8 TEL 075-931-2155	向日市、長岡京市、乙訓郡、 京都市の一部※
<small>やましろきた</small> 山城北土木事務所 施設保全室	京田辺市田辺明田 1 番地 TEL 0774-62-0047	宇治市、城陽市、八幡市、 京田辺市、久世郡、綴喜郡
<small>やましろみなみ</small> 山城南土木事務所 施設保全室	京都府木津川市木津上戸 18-1 TEL 0774-72-1151	木津川市、相楽郡
<small>なんたん</small> 南丹土木事務所 施設保全室	南丹市園部町小山東町藤ノ木 21 TEL 0771-62-0025	亀岡市、南丹市、船井郡、 京都市の一部※
<small>ちゅうたんひがし</small> 中丹東土木事務所 施設保全室	綾部市川糸町丁畠 10-2 TEL 0773-42-1020	舞鶴市、綾部市
<small>ちゅうたんにし</small> 中丹西土木事務所 施設保全室	福知山市篠尾新町 1 丁目 91 TEL 0773-22-5115	福知山市
<small>たんご</small> 丹後土木事務所 施設保全室	宮津市字吉原 2586-2 TEL 0772-22-3244	宮津市、京丹後市、与謝郡

※京都市域については、関係する土木事務所に問合せの上、所管区域を確認してください。

9 様式一覧

手続き名	様式名	様式番号	P
事前協議	開発行為届事前協議メモ	開-1	9
開発行為届 の提出、変更	開発行為届	第1号様式	18
	開発行為届チェックリスト	開-2	10
	重要開発調整池計画諸元	開-3	11
	計画諸元等に関する資料 (ネック地点、放流施設、調整池の構造等)	—	
	事業スケジュール	—	
	図面(流域図、土地利用平面図、排水系統図、調整池横断図、調整池容量算定図、構造図等)	—	
重要開発調整池の設置	中間検査申請書	開-4	12
重要開発調整設置完了 届の提出	重要開発調整池設置完了届	第2号様式	19
	重要開発調整池所有者等であることを証する書類	—	
	出来形図、写真	—	
	重要開発調整池維持管理計画書	開-5	13
	重要開発調整池計画諸元	開-3	11
重要開発調整池の検査	補修工事完成届	開-6	16
適正な管理	重要開発調整池点検台帳	開-7	17
	重要開発調整池機能喪失届	第3号様式	20
	重要開発調整池所有者等変更届	第4号様式	21

開－1

開発行為届事前協議メモ（第 回）

名 称			
所 在 地			
開 発 者 名			
関 連 河 川			
目 的			
開 発 面 積			
開発行為予定時期			
関 係 法 令	都市計画法 ・ 森林法 ・ 宅地造成法 ・ （ ）		
添 付 資 料			
協 議 内 容 特記事項・課題			
土 木 事 務 所 名		担 当 者 名	
事 前 協 議 日	平 成 年 月 日	報 告 日	平 成 年 月 日

開発行為届チェックリスト

チェック項目	開発者	土木事務所	河川課	特記事項
届出	開発行為の規模			
	開発行為の目的			
	土地利用の状況			
	雨水流出量の変化			
調整池の計画	関連河川 ※ 1			
	降雨強度式			
	計画規模			
	流域変更 ※ 2			
	流域面積			
	流出係数			
	洪水到達時間			
	ネック地点 ※ 3			
	許容放流量			
	洪水調整容量			
	堆砂容量			
非常用洪水吐の設計洪水流量				
調整池の構造	洪水調整方式 ※ 4			
	構造形式 ※ 5			
	堤高、堤頂長、堤頂幅等			
	安定計算			
	放流施設			
	非常用洪水吐 その他施設			
添付資料	重要開発調整池 計画諸元			
	計画諸元に関する資料			
	事業スケジュール			
図面	流域図 ※ 6			
	土地利用平面図 ※ 7			
	排水系統図 ※ 8			
	調節池横断面図 ※ 9			
	調節池容量算定図 ※ 10			
	構造図 ※ 11			

＜資料作成にあたっての留意事項＞

- ※ 1 ネック地点の検討を行った河川名を全て記載すること。
- ※ 2 流域変更を行う場合には、その理由、下流域に対する影響への対策等を記載すること。
- ※ 3 ネック地点の検討を行った箇所（以下「検討箇所」という。）の一覧表を作成すること。
一覧表には、各検討箇所の「流下能力」「流域面積」「比流量」等が記載すること。
各検討箇所の詳細が分かる平面図、横断面図、写真等が添付すること。
- ※ 4 自然放流方式以外を採用している場合には、その理由を記載するとともに、将来にわたって確実に流出抑制効果を発揮できる方式であることを証明する資料を添付すること。
- ※ 5 「重要開発調整池に関する技術的基準」に示す構造型式以外を採用している場合には、基準に示す構造型式の洪水調整機能と同等以上の機能を有することを証明する資料を添付すること。
- ※ 6 開発地のみでなく、関連河川の流域全てが入るようにすること。
河川は、一級河川（直轄区間、府管理区間）、二級河川、準用河川、普通河川、都市下水路が区別出来るようにすること。
- ※ 7 調整池毎の流域界がわかるようにすること。
開発地、調整池、背後流域がわかるように色分けすること。
- ※ 8 調整池までの流入経路、開発地から府管理河川までの流入経路がわかるようにすること。
- ※ 9 「N.W.L.」「H.W.L.」「H.H.W.L.」「オリフィス敷高」「非常用洪水吐敷高」「現況地盤線」を記載すること。
- ※ 10 水位毎の池面積がわかるようにすることとし、面積計算根拠を添付すること。
- ※ 11 オリフィス、非常用洪水吐等の排水構造物に現況地盤線を記載すること。

重要開発調整池計画諸元

開発行為の内容	名称			所在地							
	関連河川等			目的							
	開発面積	ha		関係法令							
	開発者	(住所) (氏名)		(TEL)							
	設計者	(住所) (氏名)		(TEL)							
	施工者	(住所) (氏名)		(TEL)							
重要開発調整池所有者等	(住所) (氏名)		(TEL)	(調整池を管理する権原の内容) 1 所有権 2 その他()							
重要開発調整池の計画	降雨強度式				洪水調整方式						
	計画規模				堤体	型式					
	流域変更					堤高	m				
	流域面積	開発地	ha			堤頂長	m				
		内 直接放流区域	ha			堤頂幅	m				
		背後流域	ha			堤体勾配					
		計	ha			非越流部標高	EL= m				
	流出係数	開発地	開発前			設計洪水位	EL= m				
			開発後			サーチャージ水位	EL= m				
		調整池への流入区域				常時満水位	EL= m				
	洪水到達時間	開発地地点	分		放流施設	基礎地盤高	EL= m				
		ネック地点	分			オリフィス断面					
	ネック地点	位置				スクリーンの有無					
		流下能力	m ³ /s		放流管断面						
		流域面積	ha		非常用洪水吐の断面						
		許容放流比流量	m ³ /s/ha		進入路	有無					
	許容放流量		m ³ /s		形状						
	直接放流区域の流出量		m ³ /s		防護柵	有無					
	調整池		計画値		多目的利用						
			放流量	m ³ /s	≧	m ³ /s					
洪水調整容量			m ³	≦	m ³						
堆砂容量			m ³	≦	m ³						
		総容量	m ³	≦	m ³						
非常用洪水吐の設計洪水流量		m ³ /s	≦	m ³ /s	その他 その他特記事項						
位置図				流域概要図							
届出	提出日		届出	受理日		変更届	提出日		変更届	受理日	
	副申日			文書番号			副申日			文書番号	
完了届	提出日		検査	通知日		告示	登載日				
	検査日			文書番号			告示番号				

中間検査申請書

年 月 日

京都府知事 様

届出者 住所（法人にあつては、主たる事務所の所在地）

氏名（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）

㊟

電話（ ） －

次のとおり重要開発調整池の設置が一部完了したので、中間検査を申請します。

設置した重要 開発調整池	名 称	
	所 在 地	
	検 査 実 施 項 目	
中 間 検 査 日	年 月 日	
備 考		

注 1 重要開発調整池の状況を示す写真その他の資料を添付してください。

2 中間検査日は、事前に担当者と調整してください。

重要開発調整池維持管理計画書

年 月 日

京都府知事 様

届出者 住所（法人にあつては、主たる事務所の所在地）

氏名（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）

㊞

電話（ ） -

重要開発調整池の維持管理について、本計画書に示すとおり実施します。

設置した重要 開発調整池	名 称		
	所 在 地		
	重要開 発調整 池の所 有者等	氏名又は名称及 び住所並びに法 人にあつては、そ の代表者の氏名	
		重要開発調整 池を管理する 権原の内容	1 所有権 2 その他（ ）

(1) 定期点検

常に施設の維持管理に努め、各年の出水期前（4月～5月）と出水期後（11月～12月）に巡視を行い、次表の項目について目視による点検を実施する。

重要開発調整池点検項目一覧表

点検項目	判定	
	○（正常）	×（異常）
調整池	護岸や堤体に損傷や漏水が見られない。 池の底部に土砂が堆積しておらず、土砂撤去の必要がない。	護岸や堤体に損傷や漏水を確認。 池の底部に土砂が堆積しており、土砂撤去が必要である。
流入口 ※施設内に雨水が入ってくる箇所	損傷や異物が詰まっておらず、堅固に固定されている。	破損している、又は不安定な状態である。 異物が詰まって撤去できず、機能に支障がある。
オリフィス ※施設に入った雨水を調整して下流に流すための孔	オリフィスに異物が詰まっておらず、オリフィス板に変形・損傷が無く、堅固に取り付けられている。	オリフィスに詰まった異物を撤去できない。 オリフィスの変形・損傷を確認、又はオリフィス以外の箇所からの漏水を確認。 オリフィス前面の土砂堆積により機能に支障がある。
スクリーン ※オリフィスの閉塞を防ぐために取り付けられた設備	スクリーンに異物が付着しておらず、損傷が無く、堅固に固定されている。	スクリーン自体に変形や損傷があり、機能に支障がある。 スクリーン前面の土砂堆積により機能に支障がある。
水位標 ※施設内の貯留水深を測定するための設備	水位標が施設に堅固に固定されており、文字の読み取りも容易にできる。	水位標が無い、又は外れかけている。 文字が不鮮明で読み取り不能。
フェンス ※第三者の施設内立ち入り制限のための安全設備	フェンスが破損しておらず、堅固に固定されている。	フェンスが破損している。または、不安定な状態である。
標識 ※施設があることを第三者に視認させるもの	標識に記載された内容が鮮明で、容易に読み取り可能。 標識自体が堅固に固定されている。	標識が無い、又は外れかけていて不安定。 標識の記載内容が不鮮明で読み取り不能。

(2) 豪雨や地震発生後等の点検

大きな出水や地震等の天災が発生した場合には、その都度（1）と同様に巡視・点検を実施するよう努める。

(3) 堆砂容量の確保

重要開発調整池の堆砂容量を確保するため、（ ）年に1回、堆砂を撤去する。※（ ）に10年以上の具体的な年数を記入する

なお、点検により、撤去計画より土砂堆積が進行している場合には、撤去時期を早めて実施する。

また、堆砂容量以上に土砂が堆積した場合には、直ちに撤去する。

(4) 清掃・補修の実施

重要開発調整池の点検結果に応じて、必要となる機能維持及び機能回復のための清掃又は補修を実施する。

(5) 緊急時の報告

重要開発調整池に異常、事故又は災害が発生し、容易に機能維持及び機能回復が不可能となった場合には関係機関に速やかに連絡する。

(6) 重要開発調整池所有者等の変更

管理責任者である重要開発調整池所有者等の変更があった場合は、維持管理計画書を再提出する。

(7) 点検台帳の作成

点検結果及び対応内容は、点検日毎に重要開発調整池点検台帳を作成し、保管する。なお、京都府から重要開発調整池点検台帳の提出要請があった場合は、速やかに提出する。

補 修 工 事 完 成 届

年 月 日

京都府知事 様

届出者 住所（法人にあつては、主たる事務所の所在地）

氏名（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）

㊟

電話（ ） -

次のとおり補修工事を行いましたので、補修工事完成届を提出します。

名称					
所在地					
補修事項					
措置事項					
命令年月日	平成	年	月	日	
補修工事期間	着手	平成	年	月	日
	完成	平成	年	月	日
その他					

(注) 補修工事を実施したこと（補修前後）がわかる図面、写真等を添付すること。

重要開発調整池点検台帳

平成 年 月 日

設置した重要 開発調整池	名 称		
	所 在 地		
	重要開 発調整 池の所 有者等	氏名又は名称及 び住所並びに法 人にあつては、そ の代表者の氏名	
		重要開発調整 池を管理する 権原の内容	1 所有権 2 その他 ()

点検実施日	年 月 日
-------	-------

項目	点検結果 ("○"か"×" を記入)	点検結果が"×"の場合の対応内容 および対応時期
記載例	×	土砂の堆砂が確認されたため、○月○日に土砂を撤去した。
調整池		
流入口 ※施設内に雨水が入ってくる箇所。		
オリフィス ※施設に入った雨水を調整して下流に流すための孔		
スクリーン ※オリフィスの閉塞を防ぐために取り付けられた設備		
水位標 ※施設内の貯留水深を測定するための設備。		
フェンス ※第三者の施設内立ち入り制限のための安全設備。		
標識 ※施設があることを第三者に視認させるもの。		

開 発 行 為 届

年 月 日

京都府知事 様

届出者 住所（法人にあつては、主たる事務所の所在地）

氏名（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）

㊟

電話（ ） -

次の開発行為について、災害からの安全な京都づくり条例第18条第1項の規定により届け出ます。

開発行為の内容	開発行為を行う 土地の所在地	
	開発行為の規模	
	開発行為の目的	
	開発行為を行う 土地の利用の現況	
	開発行為を行った後の 土地の利用の状況	
想定される雨水が 流出する量の変化	現 況	
	開 発 後	
調整池の設置 に関する計画		
備 考		

- 注 1 図面その他の開発行為の内容を示す書類を添付してください。
- 2 「開発行為の規模」の欄は、開発行為により形質を変更する土地の面積の合計を記入してください。
- 3 「想定される雨水が流出する量の変化」の欄は、災害からの安全な京都づくり条例第18条第2項の規則で定める技術的基準により算定した流出係数を記入してください。
- 4 「調整池の設置に関する計画」の欄について、書ききれないときは、別紙としてください。

重要開発調整池設置完了届

年 月 日

京都府知事 様

届出者 住所（法人にあつては、主たる事務所の所在地）

氏名（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）

㊟

電話（ ） -

次のとおり重要開発調整池の設置を完了したので、災害からの安全な京都づくり条例第20条第1項の規定により届け出ます。

設置した重要 開発調整池	名 称		
	所 在 地		
	重要開 発調整 池の所 有者等	氏名又は名称及 び住所並びに法 人にあつては、そ の代表者の氏名	
重要開発調整 池を管理する 権原の内容		1 所有権 2 その他（ ）	
設置工事完了日	年 月 日		
備 考			

注 1 重要開発調整池所有者等であることを証する書類及び重要開発調整池の状況を示す写真その他の資料を添付してください。

2 「重要開発調整池を管理する権原の内容」の欄は、該当する番号を○で囲んでください。

重要開発調整池機能喪失届

年 月 日

京都府知事 様

届出者 住所（法人にあつては、主たる事務所の所在地）

氏名（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）

㊟

電話（ ） ー

次のとおり重要開発調整池の機能が失われたので、災害からの安全な京都づくり条例第21条第2項の規定により届け出ます。

機能が失われた 重要開発調整池	名 称	
	所 在 地	
	届 出 者	1 重要開発調整池の所有者 2 重要開発調整池の管理について権原を有する者 (権原の内容：)
機能が失われた日	年 月 日	
機能が失われた理由		
備 考		

注 1 機能が失われたことを示す写真その他の資料を添付してください。

2 「機能が失われた重要開発調整池」の「届出者」の欄は、該当する番号を○で囲んでください。

重要開発調整池所有者等変更届

年 月 日

京都府知事 様

届出者 住所（法人にあつては、主たる事務所の所在地）

氏名（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）

㊟

電話（ ） ー

次のとおり重要開発調整池所有者等を変更したので、災害からの安全な京都づくり条例第21条第3項の規定により届け出ます。

重要開発調整池所有者等を変更した重要開発調整池	名 称	
	所 在 地	
変更後の重要開発調整池所有者等の区分	1 重要開発調整池の所有者 2 重要開発調整池の管理について権原を有する者 （権原の内容： ）	
変 更 し た 日	年 月 日	
備 考		

注 1 土地の登記事項証明書その他の重要開発調整池所有者等を変更したことを証する書類を添付してください。

2 「変更後の重要開発調整池所有者等の区分」の欄は、該当する番号を○で囲んでください。